

交渉等情報（5）

令和2年3月24日

各所属長 様

行政管理課長

春闘要求に対する回答について

高知県職員労働組合（以下「県職労」という。）からの春闘要求に対する回答について、下記のとおりお知らせします。

記

1 当局の文書回答

(1) 文書回答（令和2年3月23日）

2020 国民春闘に関する県職労独自要求に対する回答について

(2) 回答書（全文）

令和2年3月13日付けで提出のありました要求書について、下記のとおり回答します。
なお、引き続き簡素で効率的な組織体制を目指していきますが、「知事部局3,300人体制」については、デジタル技術の活用による行政事務の抜本的な効率化を図る取組の効果・成果が出るまでの間、行政需要に対応する必要なマンパワーを確保するため、時限的に見直すことを予定しています。

記

1、2について

職員の給与については、法令の定めによることはもちろんのこと、人事委員会の勧告を尊重するという基本姿勢のもと、国家公務員に関する措置を基本に、地域における民間給与等の状況を勘案して制度化するとともに、給与制度の趣旨を踏まえ、適正な運用を行っていかねばなりませんし、県民の皆様の理解が得られるものでなければならぬと考えています。

会計年度任用職員の給与については、これまでお示しした内容によりたいと考えています。

3について

雇用と年金の接続を考慮した再任用制度については、制度の趣旨に沿って運用していきたいと考えています。

定年延長については、国の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えています。

4について

休暇制度については、国準拠を基本としており、国の動向を注視していきたいと考えています。

5、6について

総労働時間の縮減に向けては、機会あるごとに、その趣旨を説明し、事前命令の徹底や年休の取得促進などの取組を進めています。

また、時間外勤務等については、「活力のある職場づくりと公務能率等の向上について」

(副知事通知)に基づいて、全庁的に取組を進めているところです。平成25年度からは、所属全体で意識の共有を図るとともに、より実効ある取組とすることを目的に、所属の目標設定の取組時期に合わせて、各所属で話し合いの機会を持つこととしています。

更に、平成28年度からは、「職員の創造性の発揮と業務の質の向上に向けた取組について」(副知事通知)に基づいて、業務運営の改善はもとより、既存事業のスクラップなどの事務事業の見直しや、外部委託の推進などに取り組むとともに、管理職員のマネジメント力の向上に向けた取組を進めているところです。

加えて今年度から、新たに時間外勤務の上限が設けられたことを踏まえ、所属での業務及び事務分担の見直しや、協力体制の構築等、業務の平準化を図りながら、職員の健康管理に留意しつつ、適切な業務管理及び勤務時間管理を徹底しているところです。

こうした取組を通じて、職員の健康増進や時間外勤務の縮減につなげていきたいと考えています。

三六協定については、労働基準法の趣旨に則った取扱いをしたいと考えています。

時間外勤務の上限設定の運用については、国や他県の状況も見ながら適切に対応していきたいと考えています。

事務事業の見直しに関することについては、新しい組織・定数で勤務する中で、勤務条件に著しい変更が生じたケースについては、お話をお聞きしたいと考えています。

7について

文書協定又は労働協約の締結については、現行の考え方によりたいと考えています。

なお、今後の地方公務員に関する労働基本権の在り方の議論には留意していきたいと考えています。

2 県職労からの要求

(1) 要求書提出

2020 国民春闘に関する県職労独自要求について（令和 2 年 3 月 13 日）

(2) 要求書（全文）

日頃より、民主的な地方自治確立と住民福祉・サービスの向上にご尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、この間の県政運営を振り返ると、県勢浮揚に向けた業務量が飛躍的に拡大する一方で、「知事部局 3,300 人体制の維持」が業務量に見合った定数配置を阻害してきたと言わざるをえません。また、本年度から始まった時間外勤務の上限規制についても、「他律的部署の指定」や「特例業務の取扱い」等に問題が多く、来年度以降の運用に際し、早急に改善すべきと考えます。

賃金に関しては、本年度もプラス勧告が出されたものの、国や他県との格差は一向に埋まらず、全国最下位の水準であることに変わりはありません。この状況は、職員のモチベーションにも少なからず影響を与えており、抜本的な賃金水準の改善は喫緊の課題です。

つきましては、下記のとおり県職労独自要求書を提出しますので、3 月 23 日までに貴職の誠意ある回答を求めます。

記

1. 職員の生活実態等を踏まえて、月例給および一時金を引き上げること。
2. 均等待遇の原則に基づき、会計年度任用職員の賃金・報酬および諸手当を改善すること。
3. 雇用と年金の接続のため、希望者全員を再任用制度により雇用するとともに、定年延長については、国に遅れないよう確実に実施すること。
4. 不妊治療のための特別休暇を新設すること。
5. 総労働時間の短縮に向け、実効ある具体策を講じるとともに、三六協定については、県職労が提案した新たな覚書により締結すること。
また、時間外勤務の上限に関して、改正された職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や副知事通知及び改正労基法の趣旨を踏まえて厳格に運用すること。
6. 来年度の組織改正及び定数補正により、労働強化等が想定される職場については、改善策を明らかにするとともに、労働条件に関わる課題については、所属・部局での交渉に応じること。
7. 要求等について、労使合意が図られたときは、文書協定もしくは労働協約として締結すること。